

四日市市予防接種に係る実費の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 4 1 号

四日市市予防接種に係る実費の徴収に関する規則の一部を改正する規則

四日市市予防接種に係る実費の徴収に関する規則（平成 2 3 年四日市市規則第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（実費の徴収）</p> <p>第 2 条 市長は、定期接種又は任意接種を行った場合においては、当該予防接種を受けた者又はその保護者等から実費として予防接種 1 回につき、次の各号に掲げる予防接種の種類に応じて、当該各号に定める額を徴収するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者肺炎球菌ワクチン <u>3,500 円</u></p> <p>(3)から(5)まで (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（実費の徴収）</p> <p>第 2 条 市長は、定期接種又は任意接種を行った場合においては、当該予防接種を受けた者又はその保護者等から実費として予防接種 1 回につき、次の各号に掲げる予防接種の種類に応じて、当該各号に定める額を徴収するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者肺炎球菌ワクチン <u>2,500 円</u></p> <p>(3)から(5)まで (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(健康福祉部健康づくり課)